

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS）

令和5年1月より新車購入時の軽自動車の手続についてもワンストップサービスの対象となりました。軽自動車 OSS は「パソコンからインターネット」で「24 時間 365 日」いつでも、検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。

メリット

- ① 手続きのために、行政機関等の窓口に出向く必要がありません。
- ② 申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一連の流れで行えます。

注意事項

- 令和5年1月から軽自動車 OSS の対象となっているのは「**新車購入時**」の手続のみです。
検査申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。
※軽自動車税（種別割）の申告も OSS の対象ですが、月割り課税がないため納付の必要はありません。
- 令和7年4月から三輪・四輪に加え、小型二輪についても対象となります。
なお、軽二輪・原付・小型特殊は、令和7年4月時点では OSS 申請の対象外です。

●軽自動車 OSS 専用ダイヤル

050-3364-0800

8:30～17:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日は除く）

●軽 OSS ポータルサイト

<https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/index.html>